

令和7年度幼保連携型認定こども園チェックリスト

(施設名:)

区分	番号	点検項目	点検事項				施設確認欄	点検帳票	関係法令・通知	確認結果・特記事項				
			着眼点	チェック項目										
運営	(1)	定期の健康診断、衛生管理及び感染症等への対応状況	健康診断の実施、結果の記録及び保管が適切に行われているか。	・園児について、入園時及び少なくとも毎年2回以上(うち1回は6月30日まで)の定期健康診断を実施している。	は い	保健計画、健康診断結果票等	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条、法施行令第6条(以下、法、施行令、規則で準用する規定はその準用規定のみを記載)、学校保健安全法第5条	健康診断結果票等	保健計画、健康診断結果票等	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条、法施行令第6条(以下、法、施行令、規則で準用する規定はその準用規定のみを記載)、学校保健安全法第5条				
				・園児の健康診断は医師のもと行われている。	は い	健診委託契約書等								
				・診察、計測、検査等の結果について、保健所や市町村が実施する保健活動と相互に連携する上で、母子健康手帳を有効に活用している。	は い	健康記録簿等								
				<児童健康診断の実施状況>										
				実施年月日	未受診者	未受診理由及びその後の対応								
				6年 5月 16日 23	5人 6	欠席による 後日学校医医院にて全員受								
				6年 12月 5日 12	2人 5	欠席による 後日学校医医院にて全員受								
				年 月 日	人									
				年 月 日	人									
				年 月 日	人									
				衛生管理及び感染症等に対する対策は適切に行われているか。	は い	感染症対応マニュアル、研修記録、関係機関連絡網等								
				・感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し協力を求める体制を取っている。	は い	感染症対応マニュアル、研修記録、関係機関連絡網等	学校保健安全法第21条、第26条 保育所における感染症対策ガイドライン等	健康診断結果票等	学校保健安全法第21条、第26条 保育所における感染症対策ガイドライン等	学校保健安全法第21条、第26条 保育所における感染症対策ガイドライン等				
				・職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を実施している。	は い	対応記録等								
				・感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ている。	は い									
				(2) 職員への健康診断等 健康管理の実施状況	職員への健康診断等健康管理は、適正に実施されているか。	職員について、雇用時及び少なくとも年1回の定期健康診断を実施し	学校保健安全法第15条、労働安全衛生法第66条～、労働安全衛生規則第43,44条	健康診断結果票等	学校保健安全法第15条、労働安全衛生法第66条～、労働安全衛生規則第43,44条	学校保健安全法第15条、労働安全衛生法第66条～、労働安全衛生規則第43,44条				
				実施年月日		未受診者								
				2024/5/23～ 2024/10/8		0人								
				年 月 日		人								
				(3) 保護者との連絡調整、 家庭との連携の状況	保護者との連絡を適切に行い、家庭との連携を図るよう努めているか。	登退園時に保護者との引き継ぎを行っている。	教育・保育要領、解説等	出席簿、保育日誌等	教育・保育要領、解説等	教育・保育要領、解説等				
				保護者との連絡方法(該当するものに○)										
				<input type="checkbox"/> 連絡帳 <input type="checkbox"/> 掲示 <input type="checkbox"/> 保育所だより <input type="checkbox"/> その他 ()										
				保護者の緊急連絡先を把握している。		は い								
				(4) 保護者からの相談に対する援助体制の確保の状況	家族との連携に積極的に努めているか。また、入所者や家族からの相談に応じる体制がどうされているか。相談に対して適切な助言、援助が行われているか。	保護者からの相談窓口(相談受付け担当者)を設置している。	相談記録等	相談記録等	相談記録等	相談記録等				
				保護者からの相談窓口(相談受付け担当者)について、掲示版、園だよりに掲載する等の方法で保護者に周知している。										
				保護者からの相談内容等を記録し、援助内容、経過等について適切に管理している。										

(施設名:)

区分	番号	点検項目	点検事項		施設確認欄	点検帳票	関係法令・通知	確認結果・特記事項
			着眼点	チェック項目				
運営	(5)	苦情受付窓口の設置など苦情解決への対応状況	苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。	保護者に対して苦情解決の仕組みを周知している。 第三者委員を設置して適切な対応を行うとともに、苦情内容及び解決結果の定期的公表を行うなど、保護者・園児の保護に努めている。	は い は い	対応記録等	運営基準第13条(最低基準第14条の3)	
	(6)	教育・保育要領を踏まえた園の実情に応じた適切な幼児教育・保育の実施状況	教育・保育要領に規定される幼児教育・保育の内容に係る基本原則に関する事項を踏まえ、各園の実情に応じて適切な幼児教育・保育が行われているか。	幼児教育・保育内容等を職員会議等で十分検討している。 前年度の評価を反映した幼児教育・保育内容となっていいる。 各園の実情に応じて適切な幼児教育・保育が行われている。	は い は い は い	教育及び保育の内容に関する全体的な計画(以下「教育・保育課程」という。)、指導計画等	教育・保育要領	
	(7)	教育・保育課程の編成、それに基づく指導計画の作成状況	教育・保育課程を編成し、それに基づく指導計画が作成されているか。	教育・保育要領を踏まえた上で教育・保育課程を作成している。 指導計画は作成しているか(該当するものすべてにチェック)。 <input checked="" type="checkbox"/> 年 <input checked="" type="checkbox"/> 期 <input checked="" type="checkbox"/> 月 <input checked="" type="checkbox"/> 週 <input checked="" type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 作成していない	は い	教育・保育課程、指導計画等	教育・保育要領、解説	
	(8)	研修<県条例>	研修の実施計画を職員の職務内容、経験等に応じて策定している。 実施した研修の記録を保管している。 必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、職員の計画的な育成に努めている。 施設内研修を実施している。 職員を施設外研修に参加させている。	は い は い は い は い は い	研修計画 研修記録 研修計画 研修計画 研修記録	条例第3条 	運営基準第13条(最低基準第7条の2)	
	(9)	乳幼児突然死症候群対策や窒息事故の防止への対策状況	乳幼児突然死症候群対策や窒息事故の防止に努めるなど、事故防止対策を講じている。 <具体的な 防止策を記載して下さい。 <input type="checkbox"/> 保育者の目視によるチェックと共に、午睡センサーを装着し確認		は い	睡眠時のチェック表等	教育・保育要領、解説	
	(10)	アレルギー対応体制	「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(国通知)を職員に周知徹底させている。 子供、保護者、職員、嘱託医、市町が一体となって情報共有している。 園で対応マニュアルを策定している。	は い は い は い		児童票等 対応マニュアル等	教育・保育要領、解説、保育所におけるアレルギー対応ガイドライン	
	(11)	事故の発生又はその再発防止	事故、危機が発生した場合の対応、園長への報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針(マニュアル)を整備している。 事故、危機が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が園長に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を職員に周知徹底する体制を整備している。 事故発生防止のための会議及び職員に対する研修を定期的に行っている。 事故、危機が発生した場合は、速やかに関係行政機関、保護者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる体制を取っている。 食中毒発生など調理室が使用できない場合を想定し、営業施設等の事前協定や近隣施設との相互支援等、非常時でも食事が提供できる体制を整備している。 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録している。 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに得る体制になっている。	は い は い は い は い は い は い は い は い		事故発生時対応マニュアル、緊急時連絡網、事故・ヒヤリハット記録等	学校保健安全法第26・27・28・29条、県条例第3条 平27年2月16日3府省通知 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン	
		睡眠中、プール活動・水遊び中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、右記の対策を講じているか。	睡眠中、プール活動・水遊び中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、右記の対策を講じている。 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施している。 睡眠中の窒息リスクの除去として、医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、仰向きに寝かせるなど寝かせ方に配慮すること、児童を一人にしないこと、安全な睡眠環境を整えている。		は い は い			

(施設名:)

区分	番号	点検項目	点検事項		施設確認欄	点検帳票	関係法令・通知	確認結果・特記事項																							
			着眼点	チェック項目																											
運営	(12)	子どもの不適切な養育等の発見への努力、必要に応じた関係機関との連携状況	子どもの状態を観察し、不適切な養育等の発見に努めるとともに、必要に応じて関係機関との連携を図っている。		は い	関係機関対応記録等	児童虐待防止法第5条、第6条																								
	(13)	障害に応じた配慮の確保の状況	<障害児を保育している場合> 障害に応じた配慮をしている。		は い	児童票等	教育・保育要領・解説																								
	(14)	居室等の県条例、基準条例への適合状況	居室等が県条例、基準省令にあった構造になっている。		は い		県条例第3条、運営基準第3条から																								
	(15)	居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明の状況	居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は適切になされている。		は い	環境測定結果等	学校保健安全法第6条、学校環境衛生基準(平成30年3月30日文科省告示第60号)																								
	(16)	学級の状況 (満3歳以上児の教育時間帯)	満3歳以上の園児については、学級が編制されている。 (学級担任やクラス名簿が整備されている。) 1学級の園児数は35人以下または必要面積が居室面積を超えない人数となっている。 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制されている。 各学級ごとに少なくとも1人の職員(学級担任)に担当させており、その学級担任が教育時間内に配置されている。		は い	クラス名簿等	運営基準第4条																								
					は い																										
					は い																										
	(17)	園則、運営規程、就業規則等の整備及び運用の状況	必要な諸規程は、整備されている。 <table border="1"><thead><tr><th>種類</th><th>有無</th></tr></thead><tbody><tr><td>園則</td><td>有</td></tr><tr><td>運営規程</td><td>有</td></tr><tr><td>就業規則</td><td>有</td></tr><tr><td>給与規程</td><td>有</td></tr><tr><td>旅費規程</td><td>有</td></tr><tr><td>経理規程</td><td>有</td></tr><tr><td>公印規程</td><td>有</td></tr><tr><td>育児休業規程</td><td>有</td></tr></tbody></table> 改正は必要な手続きを経て行われている。 規程に基づいた適切な運用がなされている。	種類	有無	園則	有	運営規程	有	就業規則	有	給与規程	有	旅費規程	有	経理規程	有	公印規程	有	育児休業規程	有			園則・運営規程等	学校教育法施行規則第28条						
種類	有無																														
園則	有																														
運営規程	有																														
就業規則	有																														
給与規程	有																														
旅費規程	有																														
経理規程	有																														
公印規程	有																														
育児休業規程	有																														
					は い	理事会等議事録																									
					は い	各規程等																									
	(18)	園則・運営規程の内容	規定すべき事項が適切に規定されている。 <table border="1"><thead><tr><th>規 定 項 目</th><th>有無</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 施設の目的及び運営の方針</td><td>有</td></tr><tr><td>2 提供する保育の内容</td><td>有</td></tr><tr><td>3 職員の職種、員数及び職務の内容</td><td>有</td></tr><tr><td>4 教育・保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日</td><td>有</td></tr><tr><td>5 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額</td><td>有</td></tr><tr><td>6 子どもの区分ごとの利用定員</td><td>有</td></tr><tr><td>7 園の利用開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項</td><td>有</td></tr><tr><td>8 保護者に対する子育て支援の内容に関する事項</td><td>有</td></tr><tr><td>9 緊急時の対応方法</td><td>有</td></tr><tr><td>10 非常災害対策</td><td>有</td></tr><tr><td>11 虐待防止のための措置</td><td>有</td></tr></tbody></table>	規 定 項 目	有無	1 施設の目的及び運営の方針	有	2 提供する保育の内容	有	3 職員の職種、員数及び職務の内容	有	4 教育・保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日	有	5 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額	有	6 子どもの区分ごとの利用定員	有	7 園の利用開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項	有	8 保護者に対する子育て支援の内容に関する事項	有	9 緊急時の対応方法	有	10 非常災害対策	有	11 虐待防止のための措置	有		園則・運営規程	法施行規則第16条、学校教育法施行規則第4条、第28条、確認基準第20条	
規 定 項 目	有無																														
1 施設の目的及び運営の方針	有																														
2 提供する保育の内容	有																														
3 職員の職種、員数及び職務の内容	有																														
4 教育・保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日	有																														
5 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額	有																														
6 子どもの区分ごとの利用定員	有																														
7 園の利用開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項	有																														
8 保護者に対する子育て支援の内容に関する事項	有																														
9 緊急時の対応方法	有																														
10 非常災害対策	有																														
11 虐待防止のための措置	有																														

(施設名:)

区分	番号	点検項目	点検事項		施設確認欄	点検帳票	関係法令・通知	確認結果・特記事項																
			着眼点	チェック項目																				
運営	(19)	利用申込に対する説明等	保護者から利用申込があった場合に、必要な項目について、文書を交付する等適切な方法で説明を行い、同意を得ているか。		は い	重要事項説明書等	確認基準第5条																	
	(20)	利用者負担金の設定等	保護者から徴収する実費徴収額について、その内訳、積算内容を明示し同意を得ている。		は い	費用一覧表、費用徴収に関する同意書等	確認基準第13条第3項、第4項																	
			保護者から徴収する質改善に要する経費(上乗せ徴収)について、その内訳、積算内容を明示し、書面による同意を得ている。		は い																			
	(21)	表簿類の整備状況	園の運営に必要な表簿を整備している。(保存期間:5年間)				学校教育法施行規則第28条																	
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>表 簿 等</th> <th>有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 幼保連携型認定こども園関係法令等</td><td>有</td></tr> <tr><td>2 日課表</td><td>有</td></tr> <tr><td>3 学校医、学校歯科医、学校薬剤師執務記録</td><td>有</td></tr> <tr><td>4 幼稚園日誌、保育日誌等</td><td>有</td></tr> <tr><td>5 職員名簿、履歴書、出勤簿、クラス担任表等</td><td>有</td></tr> <tr><td>6 1号認定こどもに関する選考に関する資料</td><td>有</td></tr> <tr><td>7 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿</td><td>有</td></tr> <tr><td>8 図書、機械器具、幼児教育・保育の教具等の目録</td><td>有</td></tr> <tr><td>9 往復文書処理簿</td><td>有</td></tr> </tbody> </table>					表 簿 等	有無	1 幼保連携型認定こども園関係法令等	有	2 日課表	有	3 学校医、学校歯科医、学校薬剤師執務記録	有	4 幼稚園日誌、保育日誌等	有	5 職員名簿、履歴書、出勤簿、クラス担任表等	有	6 1号認定こどもに関する選考に関する資料	有	7 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿	有	8 図書、機械器具、幼児教育・保育の教具等の目録
表 簿 等	有無																							
1 幼保連携型認定こども園関係法令等	有																							
2 日課表	有																							
3 学校医、学校歯科医、学校薬剤師執務記録	有																							
4 幼稚園日誌、保育日誌等	有																							
5 職員名簿、履歴書、出勤簿、クラス担任表等	有																							
6 1号認定こどもに関する選考に関する資料	有																							
7 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿	有																							
8 図書、機械器具、幼児教育・保育の教具等の目録	有																							
9 往復文書処理簿	有																							
幼児教育・保育の記録や自己評価に基づいて、園児指導要録を作成している。																								
園児の就学に際しての園児指導要録の小学校への送付状況																								
園児の就学に際し、小学校への送付を行っている。(保存期間:20年間)																								
園長の資格要件等の充足状況																								
園長は、運営全般の状況や問題点を十分把握している。 <認識している問題点があれば記入してください。> 園児数の減少により人件費率が増加傾向にある。人材を確保し続けることと園全体の収入とのバランスを考えていく必要がある。また、新たな財源を確保することも考えていかなければならぬ。																								
園長は有資格者で専任者である。 該当する項目に○を入れてください。																								
<p>①専修免許状又は一種免許状を有し、かつ保育士登録を受けており、法施行規則第12条に定める施設で5年以上の勤務経験を有する。</p> <p>②専修免許状又は一種免許状、幼稚園教諭二種免許状及び保育士登録を受けており、設置者の推薦がある者で、下記の要件を満たす者である。</p> <p>母体となった幼稚園、保育所、認定こども園の長(以下「施設長」という。)として5年以上、施設を適切に運営してきた者</p> <p>幼稚園、保育所又は認定こども園の教諭及び保育士(施設長含む)として、10年以上、教育、保育又は子育て支援に従事してきた者</p> <p>別に定める地方公共団体や関係団体等による園長研修を受講し、園長となるための識見を身につけた者</p> <p>①、②以外で設置者の推薦を受けた経過措置の対象となる者</p>																								

(施設名:)

区分	番号	点検項目	点検事項		施設確認欄	点検帳票	関係法令・通知	確認結果・特記事項				
			着眼点	チェック項目								
運営		園長の資格要件等の充足状況(続き)	<園長が教員免許状を所有する場合は、更新状況について該当する項目にチェックしてください。>				令和6年10月9日付けこ第2926号県こども政策課長通知					
			<input type="checkbox"/> 免許更新済	→ ○免許更新期限: 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日								
			<input type="checkbox"/> 免許更新手続中	→ ○更新後の免許更新期限(予定): 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日								
			<input type="checkbox"/> 免許状が生涯有効、更新講習免除申請済等									
			<特定園長研修(※)の受講状況について該当する項目にチェックしてください。>									
			<input type="checkbox"/> 修了証交付済	研修名 <input type="text"/> 修了証交付年月日 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日								
			<input checked="" type="checkbox"/> 受講中									
			<input type="checkbox"/> 未受講									
			※特定園長研修:全国認定こども園協会ステップアップ研修会または兵庫県認定こども園園長等研修									
			園長が他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられている。									
(25)		保育教諭等の資格確認等について	兼務している職 <input type="checkbox"/> 極楽寺住職	<input type="checkbox"/>	は い	職員名簿等	運営基準第5条					
			園長が兼務の場合、基準省令に定める職員を1名配置している。									
			配置職員の職氏名 ()									
			前年度の勤務日数(公務出張・有給休暇を含む。) 365 日/年		確認済	出退勤簿等						
			保育教諭、助保育教諭及び講師(助保育教諭に準じる職務に従事する者に限る。)(以下「保育教諭等」という。)の採用時に、必ず保育士登録証、教員免許状を確認している。									
(26)		職員配置基準の緩和の特例の利用状況	資格について経過措置(令和10年3月31日まで)の適用を受けている保育教諭について、必要な資格・免許の取得状況を把握している。		は い	法第39条						
			雇用している保育教諭等について教員免許の修了確認期限を把握している。									
			教員免許の更新について、職員に周知している。									
			任命権者は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の基本理念にのっとり、教育職員等を任命し、又は雇用するときは国が整備したデータベースを活用して資格確認を行っている。									
			教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第7条									
(27)		育児休業、産休等代替職員の確保の状況	朝夕等の時間帯や、長時間開所に伴って必要となる職員配置における要件緩和の特例の利用の有無		無	令和7年1月27日付けこ第3525号県こども政策課長通知						
			利用している場合は、以下に記載してください。									
			・県への報告年月日 平成 年 月 日 ※報告が複数回の場合は直近の報告									
			・利用人数 人									
			・資格 <input type="checkbox"/> 保育所等で常勤で1年以上保育業務に従事 <input type="checkbox"/> 家庭的保育者 <input type="checkbox"/> 子育て支援員研修(地域保育コース(地域型保育))修了者									
(28)		学校安全計画の策定等	※利用人数が複数の場合、資格は該当するすべてをチェックしてください。		は い	学校安全計画	法施行規則第27条(学校保健安全法第27条)					
			学校安全計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じている。									
			職員に対し、学校安全計画について周知するとともに研修及び訓練を定期的に実施している。									
			保護者に対し、学校安全計画に基づく取組の内容等について周知している。									
			定期的に学校安全計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行っている。									

(施設名:)

区分	番号	点検項目	点検事項		施設確認欄	点検帳票	関係法令・通知	確認結果・特記事項
			着眼点	チェック項目				
運営	(29)	建物、設備の維持管理状況	施設設備等生活環境は、適切に確保され、危険な損傷箇所はないか。			安全点検表等		
			階段、ベランダ、屋上、窓等は転落防止措置がなされている。	はい				
			床破損、段差等による歩行障害はない。	はい				
			非常口の開閉、非常口への通行に障害はない。	はい				
			非常階段、非常用滑り台の利用に障害はない。	はい				
			ガラスの破損による事故防止に配慮がなされている。	はい				
			ベッドからの転落防止策がなされている。					
			家具、備品などの転落防止策がなされている。	はい				
			棚などから物が落ちるおそれはない。	はい				
			暖房器具の安全対策がなされている。	はい				
			調理器具・設備の安全対策がなされている。	はい				
			手洗い場は清潔か、角等は危険な状態になっていない。	はい				
			カーテン・じゅうたん等は防火性能を有している。	はい				
			便所の設備に不備はないか。清掃がよくなされている。	はい				
			屋外遊具に破損箇所や危険箇所はない。	はい				
			砂場やプール及びその周辺に危険はない。	はい				
			併設建物上部からの落下物への対策がなされている。	はい				
			門扉、塀などに破損箇所はない。	はい				
			タオル掛け等のフックは危険な状態はない。	はい				
			保育室内及び遊具、寝具等は清潔に保たれている。	はい				
			危険物が放置されていない。	はい				
			その他、建物、設備の維持管理は適切に行われている。	はい				
	(30)	労働時間の短縮等労働条件の改善への取組状況	労働時間の短縮等労働条件の改善に努めている。	はい	勤務表、時間外勤務記録、タイムカード等	過重労働による健康障害防止のための総合対策について		
	(31)	労働基準法等関係法規の遵守の状況	労働基準法等関係法規は、遵守されている。(ハラスマント防止のための相談体制等の整備を含む)	はい	雇用通知書、就業規則等	労働基準法第15条、第89条 労働施策総合推進法		
	(32)	業務体制の確立と業務省力化推進の取組状況	業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされている。	はい				
	(33)	職員の確保及び定着化への取組状況	職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいる。	はい				
	(34)	各種手当の規定及び支出及び給与決定・昇給決定の状況	通勤・住宅手当等の各種手当が規定され、適正に支払われている。 また、給与決定、昇給等に関する手続き(幹部職員を含む)が適正になされている。	はい	賃金台帳、昇給台帳等			

(施設名:)

区分	番号	点検項目	点検事項			施設確認欄	点検帳票	関係法令・通知	確認結果・特記事項
			着眼点	チェック項目					
運営	(35)	労働条件の改善等に配慮、定着促進等への取組	公定価格単価を引き上げていることから、増額となる人件費について、職員給与、賞与について、所要の給料表等の改正を実施している。	いいえ	就業規則・給料表、給料表改正に係る議事録等	平成29年3月2日内閣府告示第524号			
			令和6年度に市町に提出した処遇改善等加算(Ⅰ)について適正に適用、運用されているか	はい	賃金改善計画書(誓約書)、研修計画、資格取得支援の制度に関する要綱等の規程、副主任保育士等及び職務分野別リーダー等の発令書、職員体制表	令和5年6月7日こ成保39・5文科初第591号			
			①職員の質向上のための計画に沿って研修機会の提供、技術的指導を実施し、施設・職員の能力評価を行っている。	はい					
			②幼稚園教諭免許・保育士免許資格等を取得しようとする者がいる場合、資格取得のための支援(研修受講のための勤務シフト調整、休暇の付与、費用の援助等)を行っている。	はい					
			上記①、②について、職員に周知している。	はい					
			令和6年度に市町に提出した処遇改善等加算(Ⅱ)について適正に適用、運用されているか	はい					
			賃金改善を実施する計画を策定している。	はい					
			副主任保育士等及び職務分野別リーダー等に対して、発令や職務命令が行われている。	はい					
			賃金改善計画書(処遇改善等加算Ⅱ)を作成し、職員に対して当該計画書の内容を周知している。	はい					
			※令和5年度に加算の適用を受けている施設は、職員に対して周知し、「賃金改善に係る誓約書」を提出することにより、「賃金改善計画書」の作成は不要とする。						
	(36)	労使協定の締結及び労働基準監督署への届出状況	労働基準法第24条(賃金の支払い)・第36条(時間外及び休日の労働)の労使の協定が締結され、労働基準監督署へ提出されている。	はい	届出書、協定書等	労働基準法第24条、36条、89条等			
			就業規則の届出を行っている。	はい					
	(37)	職員の計画的な採用の実施状況	職員の計画的な採用に努めている。	いいえ					
	(38)	地域への情報提供、関係団体との連携	地域の子育て支援の拠点として、地域の乳児又は幼児及びその保護者に対して、その施設の開放、子育てに関する助言、情報の提供その他の援助等を積極的に行うとともに、地域で子育てに関わるボランティア、関係団体等との連携に努めている。	はい	法施行規則第2条、教育・保育要領				
			実施している子育て支援事業						
			子育て支援事業の例	R5					
			1 地域子育て支援拠点事業(市町補助事業)	<input type="checkbox"/>					
			2 1歳児子育て応援事業	<input type="checkbox"/>					
			3 2歳児子育て応援事業	<input type="checkbox"/>					
			4 わくわく幼稚園開設事業	<input type="checkbox"/>					
			5 乳幼児子育て応援事業	<input checked="" type="checkbox"/>					
	(39)	自己点検・自己評価	自己点検等の内容について、「認定こども園自己点検・自己評価リスト」及び「認定こども園自己点検・自己評価の手引」を活用するなどして、自己点検を実施している。	はい	自己点検・自己評価リスト	法施行規則第23・24条			
			自己点検の結果を踏まえ、自己評価を定期的に行い、常に改善を図っている。	はい					
			自己評価結果を公表している。	はい					

(施設名:)

区分	番号	点検項目	点検事項		施設確認欄	点検帳票	関係法令・通知	確認結果・特記事項
			着眼点	チェック項目				
運営	(40)	自然及び生命の大切さを学ぶ	自然及び生命の大切さ等について学ぶ機会を提供するよう努めている。		は い		条例第3条	
	(41)	外部評価の受審について	過去5年間又は本年度に第三者評価を受審済み又は受審する。 第三者評価を受審した園について、受審結果の公表状況 □公表していない。 □公表している。 □園又は法人のホームページで公開 □その他 ()		いいえ	第三者評価受審結果等	法施行規則第25条	
	(42)	禁煙状況	敷地内を禁煙としている。		は い		受動喫煙の防止等に関する条例第9条	
	(43)	業務管理体制について	<input checked="" type="checkbox"/> 業務管理体制に関する届出を行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者を選任している。	法令遵守責任者 職名(園長) 氏名(西垣浩文)	は い は い		子ども・子育て支援法第55条「特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者の業務管理体制の整備について」(平成27年8月10日付内閣府)	
	(44)	業務継続計画の策定等	感染症や非常災害発生時のための業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じている。 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的に実施している。 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っている。		は い は い は い	業務継続計画	運営基準第13条第1項(最低基準第9条の3)	
	(45)	自動車を運行する場合の所在の確認	園児等の通園や園外活動等のためにバス(自動車)を運行している。 園児の通園にバス(自動車)を運行している場合 通園用のバス(自動車)にブザーその他の車内の園児等の見落としを防止装置を装備し、降車時の所在確認を行っている。 ※ブザー等の設置については経過措置あり。 園外活動等にバス(自動車)を運行している場合	園児等の乗車及び降車の際に、点呼等所在を確実に把握することができる方法により園児の所在を確認している。	は い は い いいえ	運行マニュアル、運転日誌	法施行規則第27条(学校保健安全法施行細則第29条の2)、「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理の徹底について」(令和3年8月25日厚労省、文科省、内閣府)、「保育所等における安全管理の徹底について」(令和3年8月16日県こども政策課)、「保育施設における通園バスに係る安全管理の留意事項について」(令和4年3月22日県こども政策課)、こどものバス送迎・安全徹底マニュアル(令和4年10月12日内閣府、文科省、厚労省)	

※ 関係法令、通知欄等で略称で表記しているもの

法=就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

教育・保育要領=幼保連携型認定こども園教育・保育要領

運営基準=幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準

最低基準=児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

条例=認定こども園の認可等に関する条例

確認基準=特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

解説=幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説(平成26年6月内閣府・文部科学省・厚生労働省)

平27年2月16日3府省通知=特定教育・保育施設等における事故の報告等について(内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官・文部科学省初等中等教育局幼児課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長連名通知)

平27年1月27日3府省通知=幼保連携型認定こども園園児指導要録について(内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官・文部科学省初等中等教育局幼児課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長連名通知)

令和5年6月7日2府省通知=施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(こども家庭庁成育局長・文部科学省初等中等教育局長通知)

平29年内閣府告示第524号=特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示